

25

健康食品の偽装販売と無限連鎖講

東京地裁平成18年5月23日判決

(平成15年(ワ)第16920号：不当利得返還請求事件)
(判時1937号102頁，判タ1230号216頁)

明治学院大学教授

加賀山 茂

かがやま しげる

事実の概要

(1) 事案の要約

本件は、破産した八葉物流の破産管財人であるX(原告)が、八葉物流等が主宰した「商品委託販売システム」などと称する取引システムは、健康食品等の販売を偽装しつつ実質的に無限連鎖講に該当するとして、大口会員であったY₁・Y₂(被告)に対し、破産者(八葉物流)が上記取引に基づき配当金等の名目で支払った金員につき、不当利得に基づき返還を請求した事案である。

(2) 当事者等

八葉物流は、平成12年にAにより設立された株式会社であり、それ以前の平成11年9月ころから八葉薬品が展開してきた「商品転換社債システム」、「商品委託販売システム」という取引システムを平成13年3月ごろに営業譲渡を受けて受け継いだ。同年11月からは、内容を改めて「ビッグエイト」という取引を開始したが資金繰りに窮し、同年12月28日に支払停止となり、平成14年1月28日に破産申立てを行い、翌日破産宣告を受けた。Y₁、Y₂は、上記各システムにより八葉薬品および八葉物流と取引を行っていた会員であり、八葉薬品および八葉物流から、いずれも1億円以上の利益を得ている。

(3) 本件取引システム

① システムの概要

八葉薬品の「商品転換社債システム」においては、一定の金員を出資して会員になると、契約期間である1年間、新規会員の獲得の有無にも、購入した「転換社債」の対象物である商品が実際に売れるかどうかにもかかわりなく、会員の地位に応じて定期的に配当金を受領することができるという約定になっていた。また八葉物流の「商品委託販売システム」および「ビッグエイト」においては、一定の金員を出資して会員になった後に、購入した商品の販売を八葉物流に委託するという形式がとられていたものの、実質的に「商品転換社債システム」と同一のものであった。

② 会員の種類・地位

本件各取引システムにおいて、会員は、その上位から、「統括販社」、「販社」、「代理店」、「特約店」に分かれており、その地位に応じて、一定時期に定額の配当金等が支払われるとともに、新規会員を獲得した場合には紹介料等の金員の支払を受けることができるものとされた。なお、単に商品を購入するだけで配当に与らない「会員」という地位があったが、本件各取引システムの総期間を通じて、総会員数は約5万人であったのに対して、「会員」の数は、10名に満たなかった。

新規契約者は、まずは出資額に応じて、「代理店」または「特約店」になるが、その後「代理店」または「特約店」は、一定口数以上の「代理店」をリクルートして自己の傘下に置くことにより、「販社」に昇格することができ、さらに、自己の傘下に一定数以上の「販社」を育成し、Aにより「販社」を統括する者として任命されることにより、「統括販社」に昇格するものとされていた。

(4) Yらが受けた配当金等の金額

Y₁は、本件各取引システムの会員となり、八葉薬品ないし八葉物流に対し、951万5000円を支払う一方で、配当金等、償還金、紹介料、紹介差益、活動差益、オーバーライド名下等により、1億5133万4500円の支払を受け、本件各取引システムによって、合計1億4181万9500円の利益を得た。

Y₂は、本件各取引システムの会員となり、八葉薬品ないし八葉物流に対し、1855万円を支払う一方で、配当金等、償還金、紹介料、紹介差益、活動差益、オーバーライド名下等により、1億2811万4500円の支払を受け、本件各取引システムによって、合計1億956万4500円の利益を得た。

判旨

請求認容。

(i) 本件各取引システムによる取引の私法上の効力

「本件各取引システムは、商品の連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)を偽装しているが、その実質は法により刑罰をもって禁止されている無限連鎖講(いわゆるねずみ講)に当たる上に、早晩破綻することが必至であるにもかかわらず、その事実を隠蔽しつつ極めて高率の配当金等をもって新規会員を募るという著しく射幸性の強いもので、それ自体として強い反社会性を有するものと評価される。……したがって、本件各取引システムに基づく取引は、民法90条により無効というべきである。」

(ii) Yらの不当利得返還義務の範囲

「Yらは、いずれも末端の会員ではなく、短期間のうちに、極めて高額な利益を得た大口会員であり、傘下に多数の会員を置いていたのであるから、現実には商品が契約どおりに流通していなかったことや、八葉グループ全体としても、本件各取引システムが新規会員の獲得ができなくなることに早晩破綻を余儀なくされるものであることは、当然に認識していたものと推認される。……以上によれば、Yらは、法律上の原因がないことにつき善意であったとは認めるに足りないというべきであり、「Yらは、X主張額を返還すべきこととなる。」

(iii) XがYらに対して不当利得の返還を請求することが、民法708条により許されないか

「破産管財人は、破産債権者全体の利益を代表して、総債権者に公平な配当を行うことを目的として、破産者に帰属する財産について、破産者に代わって管理処分権を行使する独立の法主体であると解されるから、破産管財人が破産者の権利を行使する場合には、民法708条の趣旨は当てはまらないというべきであり、同条は適用されない(大審院昭和6年5月15日判決・民集10巻327頁参照)。」

(iv) 八葉物流のYらに対する支払は、民法705条の非債弁済に当たり、Yらは利得の返還義務を負わないか

「民法90条違反により法律行為が無効とされる場合に、不当利得返還請求が許されるか否かは、弁済者の主観的認識を含めて、民法708条本文及びただし書によって規律されることから、民法705条の適用の余地はなく、これを求めるYらの主張は、主張自体失当である。」

解説

1 本件の特色

従来のマルチ商法またはねずみ講に関する裁判例（豊田商事事件に関する大阪地判昭和62・4・30判時1246号36頁のほか、長野地判昭和52・3・30判時849号33頁、名古屋高金沢支判昭和62・8・31判時1254号76頁、山形地判平成元・12・26判タ730号159頁、東京高判平成3・9・30判タ787号217頁、大阪高判平成5・6・29判タ834号130頁等）では、違法な取引システムに勧誘された者が、自ら当該商法を主導ないし実施した代表者あるいはその従業員を被告として、損害賠償あるいは不当利得返還を求めている。

しかし、本件では、違法な取引システム（金銭配当組織）を実施して破産した会社の破産管財人から、取引システムの会員に配当した金額全額について、不当利得に基づく返還請求がなされている点で、特色を有している。

2 本件の取引の私法上の効力

会員が当該商法の違法性を認識していなかったような場合にも、当該取引が無効となり利得の返還を要するのかが問題となった。これについて、本判決は、刑罰をもって禁止されている本件取引システムの重大な違法性に鑑み、会員らの主観的な認識を問うことなく、会員らの各取引は無効であると判断している。

3 不法原因給付の場合の不当利得返還請求権の第三者による行使

破産者の給付が不法原因給付に当たる場合であっても、破産管財人がこれを否認して返還を求めることができるとするのが判例の立場であり（大判昭和6・5・15民集10巻327頁参照）、本判決も、民法708条の趣旨は、自ら不法な給付をなした者に対する制裁であり、破産管財人は破産者に代わって破産財団に属する財産につき管理処分権を行使する独立の法主体であるとして、破産管財人による不当利得返還請求には、民法708条は適用されないと判示している。

また、不法原因給付を行った者以外の者が債権を行使する場合に、民法708条がどの範囲で適用されるのかについては見解の対立がある（谷口・後掲1頁）。現に判例も不法原因給付を行った者の債権者は、当該債権を代位行使して返還請求することはできないとしている（大判大正5・11・21民録22輯2250頁参照）。しかし、本判決は、Xは、不当利得関係における当事者である八葉物流の破産管財人であり、当事者のすべての権利を行使しうる権限を有しており、債権者代位権の場合とは事案が異なるとして、この問題を解決している。

4 不当利得返還請求権の範囲

本判決は、短期間のうちに、極めて高額な利益を得た大口会員であるYには悪意が推認されるとして、返還すべき利益の範囲は現存利益に減縮されることはないとした。

5 民法705条と民法708条の競合問題

(1) 民法705条と708条との関係に関する学説の対立

民法705条（非債弁済）と民法708条（不法原因給付）の適用関係をめぐっては、民法705条優先説（梅・後掲869頁）、民法708条優先説（大判大正9・12・17新聞1802号20頁、谷口・後掲174～175頁）、競合説（中川・後掲45頁、最判昭和35・4・14民集14巻5号849頁）など諸説が唱えられている。

これらの諸説の対立が実際に表面化するの、弁済者が公序良俗に反し無効であることを認識しつつ債務を弁済したため、民法705条によれば不当利得に基づく返還請求が否定されるが、民法708条ただし書によれば利得の返還を求めることができる場合である。

民法705条優先説によれば、不当利得返還請求が否定される。これに対して、民法708条優先説または競合説によれば、非債弁済に該当する場合であっても、民法

708条ただし書に該当すれば不当利得返還請求を肯定できることになる。

(2) 本判決の矛盾点

本判決は、「民法90条違反により法律行為が無効とされる場合に、不当利得返還請求が許されるか否かは、弁済者の主観的認識を含めて、民法708条本文及びただし書によって規律される」として、民法708条優先説を採用している。

しかし、本判決は、上記の3の箇所、破産管財人による不当利得返還請求には、民法708条は適用されないと判示しているのであるから、ここに至って、民法708条を適用するというのでは、論理矛盾をきたすことになる。

(3) 民法705条と民法708条の立法理由からの検討

このような矛盾を避けるためには、民法705条と民法708条との関係について、民法の立法理由にまでさかのぼって考察することが重要である。

第1に、民法705条は、非債弁済ともいわれ、歴史的には、その反対解釈によって、不当利得返還請求が認められる場合をもカバーするものであった（藤原・後掲60頁以下）。しかし、現在では、民法703条・704条という不当利得に関する原則規定が存在するため、民法705条の適用範囲は、契約が錯誤によって無効であるにもかかわらず、債務の存在しないことを知って給付をした場合に限定されている。さらに、民法705条によって不当利得返還請求が否定される理由は、債務の不存在を知って給付をした場合には、それを贈与と見ることができるからである（広中編著・後掲666頁）。したがって、契約が公序良俗違反によって無効となる場合には、高利貸しの場合のような片面的な無効の場合（例えば、最判平成20・6・10民集62巻6号1488頁の場合には、異常に高利の貸金を贈与とみなすことが可能である）を除いて、給付を有効な贈与とみなすことができないため、民法705条は適用されない。

第2に、民法708条は、この規定を設けるべきかどうかで民法の起草委員の間で賛否が分かれ、梅謙次郎は、不当利得の原則である民法703条・704条と、不当利得に基づく返還請求を妨げる民法705条があれば十分であり、その上に、民法708条を制定する必要はないとして、民法708条の制定に反対していた。そして、民法708条が立法された後も、民法708条の適用を極力制限的に行うべきことを主張していた（梅・後掲787～882頁）。

以上のことを考慮すると、契約が公序良俗違反とされて無効となる本件の場合には、民法705条も民法708条も適用されないと解すべきであり、原則に戻って、不当利得の原則規定である民法703条・704条のうち、悪意の不当利得としての民法704条のみが適用されると解すべきである。

(4) 本判決の整合的な解釈

本判決の不当利得返還請求を認めるという結論は妥当であるが、民法708条を適用することは、破産管財人の請求について民法708条は適用されないとする判示事項と矛盾することになる。

したがって、本判決は、上記のように、民法705条、民法708条の両者の適用を排除していると解することによってその矛盾を回避すべきであろう。

●参考文献

- 広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』[1987]
- 梅謙次郎『民法要義〔巻之三〕』[1897]
- 中川毅『不法原因給付と信義衡平則』[1968]
- 谷口知平『不法原因給付の研究〔第3版〕』[1970]
- 石外克喜「民法708条と民法705条」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究(2)』[1971]
- 藤原正則『不当利得法』[2002]